

## 補助金と交付金の相違点

補 助 金	交 付 金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の事務又は事業を補助するために交付する金銭。</li>   <li>・ 特定の施設整備に対する補助であり、メニュー変更等の裁量をも許さない。</li>   <li>・ 経費の性質は、奨励、助成的な給付金。</li>   <li>・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となり、不正、他用途使用には罰則が科される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の目的をもって交付する金銭を広く指す。  <span style="font-size: 1.2em;">〔</span>三位一体改革の関係では、「まちづくり交付金（国土交通省所管）」をイメージして議論されている。<span style="font-size: 1.2em;">〕</span></li>   <li>・ 計画に位置づけられた事業全体に対し補助するものであり、当該計画内の事業間、年度間で流用が可能。</li>   <li>・ 義務負担的性格のものが多いが、なかには助成する目的で交付する補助金的なものもある。</li>   <li>・ 補助金に類する性格のものである場合は、政令で定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となる。</li> </ul>